

追加資料

理財部

長崎市行政財産使用料条例別表第2項の金額の変遷

単位：円

区分		単位	H8.4.1～	H21.4.1～	H24.4.1～	H26.4.1～	H31.4.1～案
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,000	630	560	430	510
	第2種電柱		1,600	970	860	660	783
	第3種電柱		2,200	1,300	1,200	900	1,056
	第1種電話柱		930	560	500	390	455
	第2種電話柱		1,500	900	800	620	728
	第3種電話柱		2,100	1,200	1,100	850	1,002
	その他の柱類		72	56	50	39	45
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	10	6	5	4	4
	地下に設ける電線その他の線類		5	3	3	2	2
	地上に設ける変圧器	1個につき1年	700	550	490	380	446
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	480	340	300	230	273
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400	1,100	1,000	770	911
	郵便差出箱及び信書便差出箱			470	420	320	382
	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	48	24	21	16
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		48		34	30	23	27
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		72		51	45	35	41
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95		67	60	46	54
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		190		100	90	70	82
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		190		130	120	93	109
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		480		240	210	160	191
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		480		340	300	230	273
外径が1メートル以上のもの		950		670	600	460	546

追加資料

理財部

中核市(長崎市を除く)の道路占用料と行政財産使用料(管類)

		道路占用料			
		国	独自	都道府県等	計
(行政財産 管類)	道路法施行令	1	0	0	1
	道路占用料条例	17	3	7	27
	都市公園条例	1	0	0	1
	他の条例を準用	1	0	0	1
	独自	5	1	4	10
	市長が別に定める額	7	2	4	13
	計	32	6	15	53